2024 年 4 月号トピックス

個人所得税の還付金を受領する方法 B.E. 2567 (2024 年) 2 月 1 日時点

No.	還付金申請者	還付金を受領する方法		方法	還付金受領に関する必要書類				
		プロンプト	銀行口座	歳入庁からの					
		ペイ	クルンタイ	還付小切手					
) ID 番号)	∕BAAC						
1.	ID 番号を使用してプロンプトペイに登録している								
	タイ国籍を有する者								
2.	プロンプトペイに登録していない(銀行支店で税金の還付を受けるために Kor. 21 (A21)を受け取る。)								
	2.1 本人が申請する場合	ſ	ſ		(1) Kor. 21 通知書 (A.21)				
	2.1.1 タイ国籍の個人	٧	٧		(2) タイの身分証明書				
	2.1.2 タイ国籍を持たない個人(外				(1) Kor. 21 通知書(A.21)				
	国人)で、地方行政局が発行した身		ſ		(2) 地方行政局発行の身分証明書またはパスポート				
	分証明書を使用して書類を提出する		٧		(3) 税務身分証明書(13桁)(ある場合)				
	場合。								
	2.2 本人が申請できない場合/代理				(1) Kor. 21 通知書(ค.21)				
	人				(2) Kor. 21 (ค.21)に基づく還付申請者の銀行口座に Kor. 21				
	2.2.1 クルンタイ銀行/BAAC に口座				(ค.21)を預け入れた地方行政局発行の身分証明書またはパ				
	を保有しているタイ国籍の個人/地		$\sqrt{}$		スポート				
	方行政局発行の身分証明書を使用し				X/I 1				
	ている外国人。								
	2.2.2 タイ国籍の個人(還付申請								
	者がすでにプロンプトペイに ID 番	$\sqrt{}$							
	号を登録している場合)								

[タックス・ニュース 2024 年 4 月号 / 第 328 号]

No.	還付金申請者	還付金を受領する方法		方法	還付金受領に関する必要書類
		プロンプト	銀行口座	歳入庁から	
		ペイ	クルンタイ/	の還付小切	
) ID 番号)	BAAC	手	
	2.2.3 課税年度中に死亡した者				(1) Kor. 21 通知書 (ค.21)
					(2) 遺産管理人を任命する裁判所命令
					(3) 遺産管理人の身分証明書
					**遺産管理人が証拠を持ってクルンタイ銀行支店に連絡
					し、20 バーツの手数料で銀行小切手を発行してもらう。
3.	ID 番号を使用してプロンプトペイに	登録できない	<mark>(国税局から税金</mark>	を還付小切手とと	ともに Kor.21 (m.21) を受け取っている)
	3.1 外国人 (0991…)				
	3.2 ゼネラル・パートナーシップ			$\sqrt{}$	
	/個人グル―プ(0992)/コミュ				
	ニティ企業				
	3.3 未分割の相続財産(0991)			$\sqrt{}$	

注

- 1. 還付申請者の銀行口座名義は、Kor.21通知書(A.21)に記載された姓名と一致しなければならない。
- 2. 200 万バーツ以上の還付金を受け取る受取人は、クルンタイ銀行/BAAC の銀行口座からのみ還付金を受け取ることができる。
- 3. 新規に銀行口座を開設する場合、銀行の規定に従って口座開設のために必要書類を使用すること。

タイに銀行口座を持たない外国人がクルンタイ銀行の支店を通じて海外の銀行口座に送金する場合の個人所得税還付について 所得税還付申請者またはその代理人は、Kor. 21 通知書 (ค.21) および所得税還付小切手と関連書類を持参の上、クルンタイ銀行支店に連絡し、 所得税還付小切手に記載されている受取人の口座名と一致する海外の銀行口座に送金する。

本人が申請する場合	代理人が申請する場合
(1) 個人所得税還付通知書(Kor. 21) と還付小切手(2) 税務 ID カード(13 桁) (ある場合)(3) 還付小切手の受取人とパスポート所持者の氏名が一致するパスポートとタイ入国許可証(4) 外貨取引依頼書(所得税還付小切手と受取人の名前が一致するもの	(1) 個人所得税還付通知書(Kor. 21) と還付小切手 (2) 委任状の原本(タイ語²または英語³)。委任状には、代理人が本人に代わって代理権を有することの承認を依頼する本人の氏名を明記し、委任状の名前1つにつき30バーツの印紙税を添付しなければならない。 (3) 委任状は公証人によるもので、還付申請者の居住国にあるタイ王国大使館またはタイ王国総領事館またはタイ王国領事館の認証を受けたものでなければならない。 (4) 還付申請者の納税者身分証明書(13桁)のコピー(正確なコピーであることを証明する署名がある場合)。 (5) 還付申請者のパスポートのコピー (6) 弁護士の身分証明書 (7) 受取人名と還付小切手/委任状が一致する外貨取引依頼書

文書 1-3 は、www.rd.go.th > Natural person > Download Forms > Request form/Approval Request form Select (*) Others > でダウンロード可能。

個人所得税還付金は、タイ国内に銀行預金がない外国人は、クルンタイ銀行の支店を通じて海外の銀行口座に入金するか、クルンタイ銀行の支店で受け取ることができる。

コーディネーター星澤有紀(日本語訳)

[タックス・ニュース 2024 年 4 月号 / 第 328 号]

BOIによる経済活性化のための投資奨励策として、B.E.2567年の通常の基準に加え、5年間にわたり法人所得税を50%減免する。

タイ投資委員会事務所(B0I)より、投資委員会通達 No. 4/2567 (B. E. 2567 (2024) 年2月7日付の経済活性化投資促進措置)に基づいて、投資奨励策を発表した。 奨励を受けた事業は、法人税の免除期間が終了した日から 5 年間、投資から得た純利益に対する法人税を 50%減免する優遇措置を受ける。条件と詳細は以下の通りである。

- 1. グループ A1、A2、A3 及び A4 以外の活動であること。
- (1) 航空運送事業、海上運送事業等、事業所の所在地が確定していない事業で、事業所が定めるもの。
- (2) 南部国境県または国境経済開発特区に設立されるべき旨の条件がある事業の種類。
- 2.各投資奨励措置により合計 8 年間を超えない法人所得税免除恩典が付与されたプロジェクトであること。
- 3. 奨励証書発行日より 12 カ月以内に 10 億バーツ以上の投資 (土地代および運転 資金を除く) を実施すること。
- 4. プロジェクトは、追加の恩典を申請するために、投資奨励証明書の発行日から 18 ヶ月以内に、実際の投資の証拠を提出しなければならない。
- 5. 会社は、本施策に基づく追加恩典の申請書を提出する日において、法人税免除期間および法人税免除金額枠があること。
- 6. プロジェクトは、B. E. 2567 (2024) 年 1 月 2 日から B. E. 2567 (2024) 年最終営業日まで投資促進申請を提出することができる。
- 7. 投資奨励受入期限および奨励証書発行するための証拠提出期限の延長は認められない。
- 8. 機械輸入期限および操業開始期限の延長は BOI の考慮による。
- コーディネーター星澤有紀(日本語訳)